



あなたの住所の表わし方が
変わります



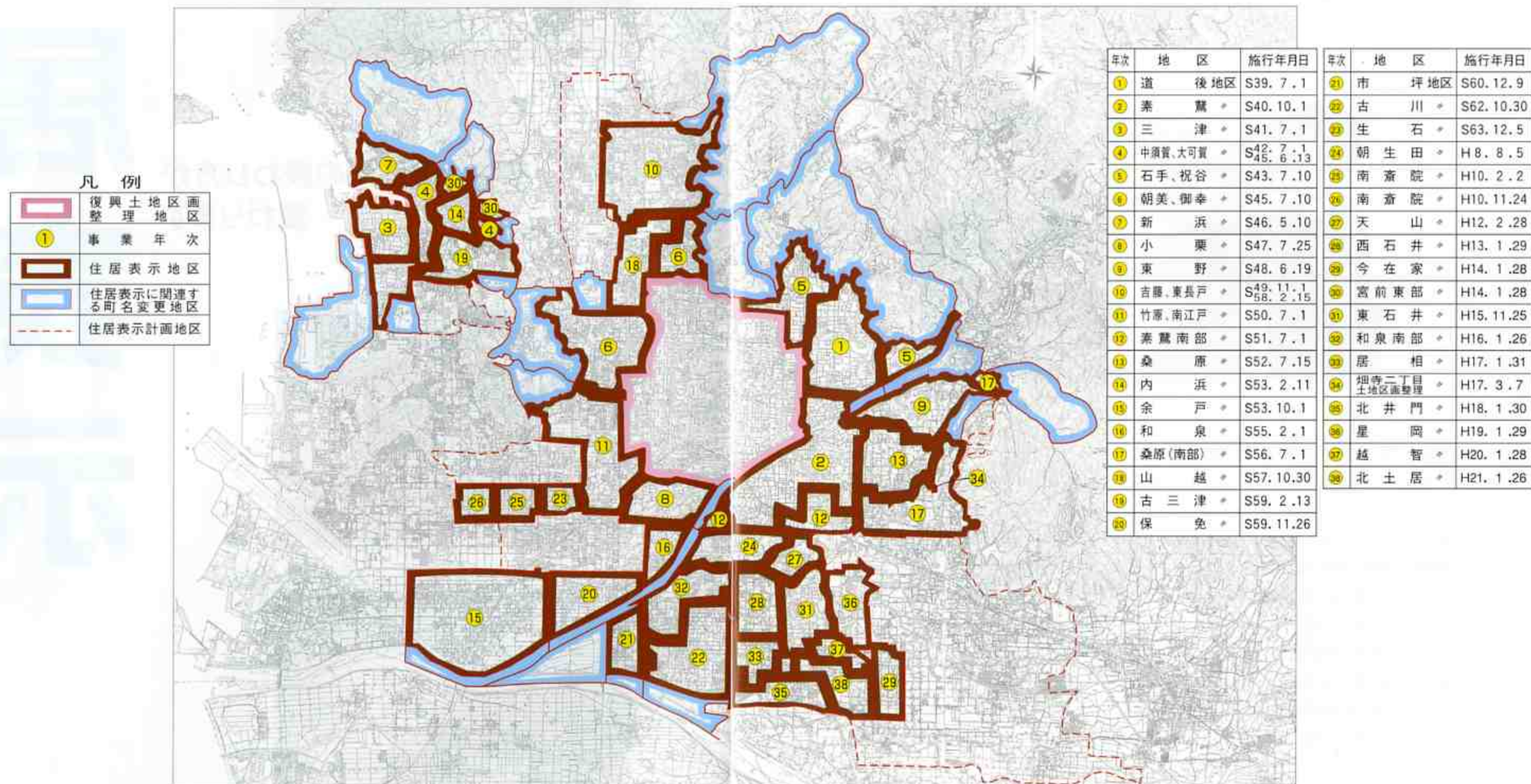
住居表示

松山市における住居表示

松山市では昭和39年に道後地区の住居表示を実施して以来、現在まで人口集中地区の約48%を整備していますが、指定都市や他の中核市に比べ実施状況は遅れております。

そこで、「みんなでつくろう みんなの松山」のスローガンのもと住居表示計画地区の整備に向け、市民との協働によるまちづくりを順次進めています。

住居表示実施地域図



新しい住居表示制度とは

〈住居表示に関する法律〉

住居表示に関する法律は、合理的な、わかりやすい住居表示によって、公共の福祉の増進を図ることを目的として昭和37年5月に施行され、これに基づいて全国の市街地で住居表示を実施することになりました。



〈なぜ住居表示は必要か〉

住居表示は、従来の番地で表わしていた住所を“住居表示に関する法律”に基づき、町名と街区符号と住居番号によって、誰にでもわかりやすい住所の表し方に変えるもので、私たちの日常生活をより快適なものにする非常に合理的なシステムです。

●番地（地番）の持つ難点

1. 番地が順序よく並んでいない。
2. 一つの番地に枝番がたくさんある。
3. 町の境界が複雑でわかりにくい。

●新しい住居表示のメリット

1. 訪問者が目的の建物や人を探す場合、今までよりずっと分かりやすい。
2. 時間を争って動く救急車やパトカー、消防車などは、より早く目的地に到着出来る。
3. 郵便や宅配便などの、遅配や誤配が少なくなる。

町の区域をすっきりと わかりやすくします

住居表示の実施は、実施区域の町の大きさを平均化したり、境界を整然と区画し、分かりやすい町区画にする必要があります。町の区画割ができましたらそれぞれの区画に町の名前を付けます。

〈町の区画〉

町の大きさは6万平方メートルから12万平方メートルとします。町と町の境界線は、原則国道、県道、市道などの公道や、河川、水路、鉄道若しくは軌道の線路など、恒久的な施設の東、または南側の線を境界線とします。

〈町の名称〉

町名は、現在の町名をできるだけ尊重し、また、住民の方の総意により、新しい町名もつけることができます。

実施区域及び現町界町名図



新町界町名図



誰にでもわかるように
表示板をつけます

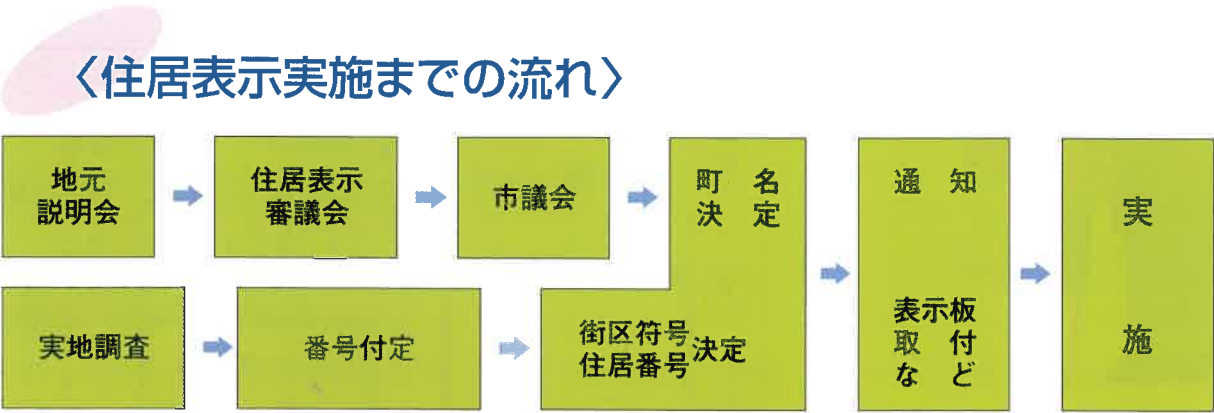
※ 住居表示板は、門柱や門の扉、ポストなどに取付けます。又街区表示板は、塀等に取り付けさせていただくことがありますのでよろしくご協力願います。



新しい住居表示が実施されるまで

住居表示を進めるにあたって、地元での説明会をひらいたり、審議会に諮り専門的な意見を聞くなど、みなさんの声を反映するようにしています。

新しい町界町名は市議会の議決を経たうえで住居表示の作業に入ります。まず、現地調査を行い、街区符号や住居番号を付定、決定し、住民のみなさんに通知するとともに表示板の取付を行ない実施することとなります。



実施後の手続きは

(1) 市役所等で自動的に変更するもの

変更されるものの種類	問合せ先	必要なもの	備 考
戸籍の本籍地、住民基本台帳、印鑑登録証明書等	市民課 948-6337		市役所で書き換えます。 (本籍地のみ変更通知書が送付されます。)
市税関係台帳等	各税務担当課		台帳等は市役所で書き換えます。
国民健康保険資格確認書	健康保険課 948-6363		手続は必要ありません。 新しい資格確認証を送付いたします。
後期高齢者医療保険資格確認書			
国民健康保険標準負担額減額認定証 後期高齢者医療標準負担限度額認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	保険給付・年金課 948-6361		資格確認書の送付時期に合わせて送付します。
重度心身障害者医療費助成	障がい福祉課 948-6936		
子ども医療費受給資格者証 ひとり親家庭医療費助成	子育て支援課 948-6888		
国民年金被保険者	保険給付・年金課 948-6356		
児童扶養手当	子育て支援課 948-6845		届出の必要はありません。
児童手当（公務員除く）	子育て支援課 948-6354		
介護保険被保険者証	介護保険課 948-6919		
介護保険負担限度額認定証	介護保険課 948-6885		手続は必要ありません。 新しい資格確認証を送付いたします。
不動産登記簿（土地、建物）の物件の所在地の表示	土地・建物等の所在地を管轄する法務局 932-0888	所有者の住所変更登記は必要です。	書き換えの通知はありません。

(2) ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの

届出等の種類	問合せ先	必要なもの	備 考
マイナンバーカード	市民課 948-6569	マイナンバーカード 本人確認書類 暗証番号	変更後の住所を表面に印字します。 代理人が手続の場合は、市民課までお問い合わせください。
電子証明書申請			
在留カード 特別永住者証明書	市民課 948-6053	在留カード 特別永住者証明書	次回来庁時に裏面に新住所を記載します。

届出等の種類	問合せ先	必要なもの	備 考
健康保険など (国民健康・後期高齢除く)	各健保組合 (勤務先) 等		各健保組合(勤務先) 等 にご確認ください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	障がい福祉課 身体 948-6017 療育 948-6017 精神 948-6018	各種手帳	住所変更の手続きが必要 です。
公的年金の受給者	年金事務所 西 925-5105 東 946-2146	年金証書	年金事務所・保険給付・ 年金課の窓口でご確認く ださい。
	各共済組合		各共済組合にご確認くだ さい。
不動産登記簿 (土地、建物)の所有者 の住所変更登記	土地・建物等の 所在地を管轄する 法務局 932-0888	証明書 登記申請書 認印	売買、相続等の時には変 更が必要となりますので、 お早めに手続きを行 ってください。
商業登記・法人登記の 本店、支店、役員の住所	本店・支店を管 轄する法務局 932-0888	証明書 登記申請書 会社印	本店の所在地(2週間以 内) 支店の所在地(3週間以 内)
運転免許証	所轄の警察署・ 運転免許センター	証明書 運転免許証	裏面に新住所を記載しま す。(本籍地も該当する 場合は市民課より送付さ れる本籍変更通知も持参 してください)
自動車の住所変更登録	愛媛運輸支局 050-5540-2076	証明書 自動車検査証 申請書	売買、廃車等の時には変 更が必要となりますので、 お早めに手続きを行 ってください。
軽自動車の届出住所	軽自動車検査協会 050-3816-3124		手続きについては軽自動 車検査協会へ事前にお問 い合わせください。
その他の許可、許可及び免許類で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手 続きをしてください。また、勤務先、学校(市立小中学校を除く)、NTT、電力会社、ガス会社、取 引銀行、保険会社、クレジット会社など、ご自宅の住所を届けている所へも、ご通知ください。			

＜住所変更の証明書＞

住所変更の証明書が必要なときは、市街地整備課・各支所・市民サービスセンターに
来ていただければ、無料で証明書を発行しています。

＜本 籍＞

- (1) 本籍は、戸籍の所在場所を明らかにするための表示であって、住所を表わすものではありません。
- (2) 町名がかわったときには、町名のみ変り番地は変わりません。
- (3) したがって、次のようになります。(例) 旧……………松山市西石井町100番地
新……………松山市西石井五丁目100番地
- (4) ただし、町の区画や町名が変わったために同じ番地ができた場合は、法務局で番地の
打替えをし、新しい番地が生じます。

● 建物を新築したときは、届出が必要 ●

新しい住居表示実施地域で、家屋などの
新築、改築、取り壊しをした場合には、住
居番号の新設や変更または廃止の手続きが
必要です。
このようなときには、ただちに市役所
市街地整備課 住居表示担当まで届け出て
下さい。



住所の設定に必要なものは次のとおりです。

- ① 建築確認済証
建築確認申請書 第三面(工事完了予定年月日の記載がある頁)
位置図(付近見取図)
配置図
一階の平面図
地積測量図(分筆がある場合)
- ② 届出住所・問合せ先
〒790-8571 松山市開発建築部 市街地整備課 住居表示担当
TEL 089(948)6463 FAX 089(934)1213

● おねがい ●

住居表示が実施されてからは郵便物だけでなく、履歴書や、官公署への届出その他願書、
契約書等にはすべて、新町名、街区符号、住居番号を使わなくてはなりませんので、ご理解、
ご協力をお願いします。